

渋谷区告示第 1 6 5 号

マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成 1 4 年法律第 7 8 号）第 3 4 条第 1 項の規定に基づき、松濤ハイツマンション建替組合の事業計画の変更を令和 8 年 6 月 2 9 日付け申請書のとおり認可したので、同条第 2 項において準用する同法第 1 4 条第 1 項の規定により、次のように告示する。

令和 8 年 8 月 2 8 日

渋谷区長 長谷部 健

1 組合の名称

松濤ハイツマンション再生組合

2 再生前マンションの名称及びその敷地の区域

（1）名称

松濤ハイツ

（2）敷地の区域

東京都渋谷区神泉町 1 1 5 番 1

3 再生後マンションの敷地の区域

東京都渋谷区神泉町 1 1 5 番 1

4 事業施行期間

再生組合設立認可の日から令和 1 4 年 3 月まで

5 事務所の所在地

東京都中央区日本橋本町 1 - 4 - 3 日本橋ムロホンビル 1 5 階
株式会社玉麻屋内

6 設立認可の年月日

令和 7 年 1 0 月 1 日

7 変更の内容

組合名称の変更

変更前 松濤ハイツマンション建替組合

変更後 松濤ハイツマンション再生組合

8 事業計画の変更の認可の年月日

令和 8 年 8 月 2 8 日

渋谷区告示第 1 6 4 号

マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成 1 4 年法律第 7 8 号）第 3 4 条第 1 項の規定に基づき、松濤ハイツマンション建替組合の定款の変更を令和 8 年 6 月 2 9 日付け申請書のとおり認可したので、同条第 2 項において準用する同法第 1 4 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 8 月 2 8 日

渋谷区長 長 谷 部 健

1 組合の名称

松濤ハイツマンション再生組合

2 再生前マンションの名称及びその敷地の区域

（1）名 称 松濤ハイツ

（2）敷地の区域 東京都渋谷区神泉町 1 1 5 番 1

3 再生後マンションの敷地の区域

東京都渋谷区神泉町 1 1 5 番 1

4 事業施行期間

再生組合設立認可の日から令和 1 4 年 3 月まで

5 事務所の所在地

東京都中央区日本橋本町 1 - 4 - 3 日本橋ムロホンビル 1 5 階

株式会社玉麻屋内

6 設立認可の年月日

令和 7 年 1 0 月 1 日

7 変更の内容

組合名称の変更

変更前 松濤ハイツマンション建替組合

変更後 松濤ハイツマンション再生組合

8 定款の変更の認可の年月日

令和 8 年 8 月 2 8 日